

一般財団法人日本救急医療財団 救急蘇生法普及推進事業委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団定款第49条の規定に基づき、救急蘇生法普及推進事業委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 本財団に、救急蘇生法の普及向上に関する事業（以下「救急蘇生法普及事業」という。）の適正かつ、円滑な推進を図るため、救急蘇生法普及推進事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(通則)

第3条 救急蘇生法普及事業の実施については、別に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事業)

第7条 委員会は、厚生労働省、団体等から救急蘇生法普及事業の委託があったとき及び財団が当該事業を計画したときは、その実施について調査審議する。

(実施計画)

第8条 委員会は、前条に定める事業について、実施計画を作成し、次に掲げる事項を定める。

- (1) 受講者の募集及び選考に関すること。
- (2) 授業計画及び教科に関すること。
- (3) 講師及び教材に関すること。
- (4) その他救急蘇生法普及事業の実施に必要な事項

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細則は、理事長が別に定める。

(施行期日)

第11条 この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成11年 6月25日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年 3月15日から施行する。ただし、厚生労働省の設置に伴う改正部分については、平成13年 1月 6日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成24年 4月 1日から施行する。